

第23期佐世保市農業委員会第18回総会議事録

1 開催日時 平成30年11月27日(火) 14時20分から16時30分

2 開催場所 佐世保市役所 4階 全員協議会室

3 出席農業委員(17名)

委員 1番	有馬 秀志	委員 11番	近藤 誠
委員 3番	阿波 茂敏	委員 12番	富川 利光
委員 4番	長谷川 清美	委員 13番	水口 一男
委員 5番	八並 秀敏(会長)	委員 14番	田中 広昭
委員 6番	浦 清一	委員 15番	西尾 政喜
委員 8番	小川 徳衛	委員 16番	赤木 行秀
委員 9番	井手 源一郎	委員 17番	松永 信義(副会長)
委員 10番	辻 茂樹	委員 18番	内野 正実
		委員 19番	大宅 和子

4 欠席農業委員(2名)

2番 川上 宗康
7番 川口 勇二

5 出席推進委員(18名)

針尾地区	原 和文	皆瀬地区	山口 良行
江上地区	北村 憲治	中里地区	永田 富士夫
宮地区	坂口 要	相浦、九十九地区	伊賀崎 典正
三川内地区	中里 政義	吉井地区	近藤 博
早岐地区	久野 利幸	世知原地区	岩佐 孝
日宇地区	磯本 安男	宇久地区	菅 徳雄
佐世保地区	松永 豊吉	小佐々地区	松田 眞
柚木地区	宮崎 敦	江迎地区	小川 憲人
大野地区	牟田 昇	鹿町地区	山口 英男

6 欠席推進委員(なし)

7 農業委員会事務局職員

事務局局長 堤 正英
事務局次長 中里 忠義

事務局係長	天羽 孝太郎
事務局係長	太田 慎也
事務局主査	博多屋 孝昭
事務局主査	小村 貴光
事務局主査	林 俊成
事務局主任主事	牟田 雄介
事務局主事	小宗 翔太

8 議事日程

議事録署名委員の指名

第171号議案	佐世保農業振興地域整備計画変更に伴う農地転用との調整等について
第172号議案	佐世保農業振興地域整備計画変更に伴う農用地区域への編入について
第173号議案	佐世保農業振興地域整備計画変更（農振法第10条第3項非該当案件）に伴う意見聴取について
第174号議案	農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について
第175号議案	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
第176号議案	農地改良届について
第177号議案	非農地証明願について
第178号議案	非農地通知の取消について
第179号議案	非農地通知について
第180号議案	土地改良法第3条資格者の証明について
第181号議案	農用地利用集積計画（案）について
第182号議案	農用地利用集積計画【農地中間管理事業】（案）について
第183号議案	農用地利用配分計画（案）について
第184号議案	平成30年度遊休農地所有者への利用意向調査の実施について（案）
第185号議案	平成30年度農地等利用最適化推進施策等に関する意見書（案）

報告1	農地法第3条の3の規定による届出の報告について
報告2	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について
報告3	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について
報告4	農地転用許可不要案件の受理について
報告5	簡易な農地改良届出書の受理について
報告6	裁判所及び法務局への農地現況回答について
報告7	農地法第18条第6項の規定による通知について

9 会議の概要

副会長 皆さま、こんにちは。佐世保市農業委員会第18回総会を開会いたします。一、開会。

①会長挨拶。

会 長 皆さま、こんにちは。

本日は第18回の農業委員会総会ということで大変忙しい中にご出席いただきまして、ありがとうございます。総会前には、宇久メガソーラー事業に係る説明がありましたが、それぞれ思った意見を言っていたいただいたものと思います。総会におきましても議事がスムーズに進みますよう、皆様方のご協力をお願いします。

簡単ではございますが、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

副 会 長 それでは②委員定足数報告を事務局よりお願いいたします。

事 務 局 はい、事務局です。委員の定足数についてご報告いたします。本日は2番川上宗康委員、7番川口勇二委員から欠席の届出があっておりますが、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び佐世保市農業委員会会議規則第6条の規定により出席委員数が過半数を超えておりますので、本総会が成立していることをご報告いたします。以上です。

副 会 長 ありがとうございます。それでは、③議事録署名人については、1番 有馬秀志委員、3番 阿波茂敏委員、補充として4番 長谷川清美委員にお願いいたします。

それでは早速、2の議事に入らせていただきます。

議 長 それでは議事に入ります。第171号議案 佐世保農業振興地域整備計画変更に伴う農地転用との調整等について、最初に宇久メガソーラー事業に係る案件から審議を行いたいと思います。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 第171号議案 佐世保農業振興地域整備計画変更に伴う農地転用との調整等についての、宇久メガソーラー事業にかかる案件のご説明をいたします。

1番、宇久地区。転用者、台帳名義人は記載のとおりです。申請地所在は、宇久町の6,374筆。地目は、台帳田、畑等、現況田、畑等。面積は計3,547,027.91㎡の内、3,539,253.68㎡で、転用目的は太陽光発電事業です。全事業計画地は9,641筆の576.76ha。内訳としましては、一般型が510.68ha、営農型が65.41ha、交直変換所用地として0.67haとなっています。耕作者あり、農地区分は、農用地の田、畑等、農用地区域からの除外確定後は、第1種農地及び第2種農地に該当する見込みです。通常、第1種農地については、転用は原則不許可となりますが、不許可の例外規定を適用することで転用申請を行う見込みです。場所は、宇久町全域になります。変更理由は、宇久島存続のための地元雇用の創出、域内消費拡大、農畜産業の活性化等を目的として、太陽光発電事業を行うために、農用地区域からの除外を希望するもの。変更内容は、農用地からの除外で、太陽光発電事業です。

本日、お手元に追加で資料を配付しております。第171号議案関係資料をご覧ください。

さい。こちらは、事業計画の概要を示した図面になります。めくっていただいて2ページ目に変更予定箇所位置図になっており、緑色の網掛け部分が今回の除外対象地を表したものです。次に3ページ目が事業計画平面図となっておりまして、青色の網掛け部分が一般型のパネル設置箇所、赤色の網掛けが営農型パネル設置箇所となっております。その周りの色が入っている部分が残る農用地ということになります。

次に現在の審査状況についてですが、11月14日に佐世保市長（担当課：農業畜産課）より農業委員会に本件に関し意見照会が行われ、関係資料の審査に着手したのですが、議案に記載しています除外対象地の確定が11月20日に行われ、その後、11月22日時点で一部差替えになる可能性があるとして農業畜産課より報告を受けており、除外対象地自体が最終的には確定していない状況です。また、被害防除にかかる措置につきましても、審査を行うにあたっての十分な資料がなく、具体的な審査が行えない状況です。以上のことから、転用の許可見込みにつきましても、現時点では、判断することができない状況となっております。以上が申出の概要及び現在の審査状況についてのご説明となります。

以上を踏まえ、本総会でご審議いただいた結果を農業委員会の意見として農業畜産課に回答することとなります。

なお、除外対象地に関して菅推進委員の関連の土地がありますので、一時退室していただき、ご審議いただけたらと考えています。よろしくお願いたします。

議 長 この案件の中に菅推進委員が該当していますので一時退席をお願いします。

～菅推進委員退席～

議 長 はい、それでは地区担当委員の意見をお願いします。1番、宇久地区。

1 5 番 15番、西尾です。広大な範囲であり短期間での現地確認が困難なうえ、除外の筆が確定していない状況であるため、現時点では審議ができないものと考えております。

議 長 それでは、この件につきまして、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

1 5 番 15番、西尾です。先ほど、第1種農地は原則転用できないが、今回はそれを認めるといった説明がありましたが、どのような理由なのでしょう。

事 務 局 原則不許可ではありますが、農地法の中で例外規定というものが定められております。その中で、第1種農地と併用して隣接した土地を利用する場合には、全体に占める第1種農地の面積の割合が3分の1までであれば、例外として転用を認めることができるとされています。この規定を利用して、第1種農地も転用ができるものとして事業を計画されています。

議 長 他に質問がある方はいらっしゃいますか。

1 5 番 1 5 番、西尾です。農地転用申請時には被害防除計画書の提出が必要だと思いますが、今回の案件ではすべて提出されていますか。

事 務 局 今回の案件では、計画地すべての農地について被害防除計画書は提出されておられません。一部の農地がスポットで抽出されていたりですとか、農地にそのままパネルを設置する場合や山を削ってパネルを設置する場合等、数種類のサンプルが提出されているだけの状況ですので、十分な被害防除計画がなされているか判断できないものと考えます。

議 長 他にありませんか。

委 員 (なし)

議 長 通常は除外対象地が確定された状態で総会審議をしていただいておりますが、今回の案件はまだ除外対象地が変更される可能性もあり、審議できない状況だと私は感じています。そのため、このように回答してはどうかという案を考えてきましたので、今から読み上げたいと思います。「当該案件は、除外規模が大きいにも関わらず意見照会から回答までの期間内において、その除外内容の確認及び審議に要する十分な時間がとれないため、現時点での本委員会の転用許可見込みの判断はできません。なお、大規模な農用地区域からの除外は、現在耕作されている農業者の意思を尊重するとともに、地域の営農環境を損なわないように十分に考慮したうえで慎重な対応を行うことを求めます。」

このような文面で回答してはいかがかと考えておりますが、他に追加等した方がいい文言がありましたらおっしゃってください。

1 5 番 1 5 番、西尾です。「将来の宇久の農業についての基本的な考え方を考慮したうえで除外してください。」といった文言を追加してください。

議 長 その文言も追加したうえで、回答したいと思います。それでは、皆さんに賛否を聞きたいと思います。私が提案した案に賛成の方の挙手を求めます。

農業委員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは追加の項目については私に一任させていただいたうえで、農業畜産課に回答したいと思います。菅推進委員につきましては入室し、着席してください。

～菅推進委員着席～

議 長 次に通常案件について審議を行います。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 第171号議案 佐世保農業振興地域整備計画変更に伴う農地転用との調整等について、通常案件について、ご説明いたします。

説明の前に、差し替えのご連絡です。3番について地区名の標記が誤っており、修正した議案をお手元に配付しております。差し替えをお願いいたします。それでは説明に入ります。

1番、宮地区、転用者、台帳名義人は記載のとおりです。申請地所在は、瀬道町の2筆。地目は、台帳畑、現況不耕作。面積は、2筆合計1,348㎡です。転用目的は、太陽光発電施設用地。耕作者なし。農地区分は、現在農用地の樹園地となっていますが、除外後は第2種農地に該当します。こちらは、番所峠付近に位置し、太陽光発電施設の建設のための農用地区域からの除外案件です。

2番、宮地区、転用者、台帳名義人は記載のとおりです。申請地所在は、南風崎町の1筆。地目は、台帳畑、現況休耕。面積は383㎡。転用目的は、一般個人住宅。耕作者なし。農地区分は、現在農用地の田ですが、除外後は第3種農地に該当します。こちらは、JR南風崎駅付近に位置し、一般個人住宅の建設のための農用地区域からの除外案件です。

3番、中里地区、転用者、台帳名義人は記載のとおりです。申請地所在は、吉岡町の1筆。地目は、台帳田、現況畑。面積は975㎡です。転用目的は、共同住宅用地。耕作者あり。農地区分は、現在農用地の田ですが、除外後は第3種農地に該当します。こちらは、皆瀬町一組公会堂付近に位置し、共同住宅の建設のための農用地区域からの除外案件です。

4番、吉井地区、転用者、台帳名義人は記載のとおりです。申請地所在は、吉井町大渡の1筆。地目は、台帳田、現況田。面積は457㎡です。転用目的は、車両展示場・車両保管用地。耕作者あり。農地区分は、現在農用地の田ですが、除外後は第2種農地に該当します。こちらは、ポットホール公園付近に位置し、車両展示場・車両保管用地のための農用地区域からの除外案件です。

5番、江迎地区、転用者、台帳名義人は記載のとおりです。申請地所在は、江迎町北平の1筆の一部。地目は、台帳田、現況田。面積は22㎡です。転用目的は、住宅への進入路の建設。耕作者あり。農地区分は、現在農用地の田ですが、除外後は第2種農地に該当します。こちらは、高岩公園付近に位置し、住宅への進入路の建設のための農用地区域からの除外案件です。

6番、江迎地区、転用者、台帳名義人は記載のとおりです。申請地所在は、江迎町飯良坂の1筆。地目は、台帳田、現況休耕。面積は1,885㎡です。転用目的は、太陽光発電施設用地。耕作者なし。農地区分は、現在農用地の田ですが、除外後は第2種農地に該当します。こちらは、金比羅宮付近に位置し、太陽光発電施設の建設のための農用地区域からの除外案件です。

以上6件は、農用地区域の除外等の申出に関し、佐世保市長（担当課：農業畜産課）より農業委員会に意見照会がなされたものです。総会での審議結果を農業委員会の意見

として、農業畜産課に回答します。
ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 はい、それでは地区担当委員の意見をお願いいたします。1番、2番、宮地区。

3 番 3番、阿波です。1番は11月26日に坂口推進委員と現地確認を行いました。以前は借受人がいて耕作が行われていた農地ですが、現在は荒地となっており新たな耕作者も見つからない状況です。太陽光発電施設となれば、このままさらに荒廃するよりも、周辺農地の営農環境を維持できるのではないかとということで、除外もやむを得ないものと考えます。

2番は11月23日に坂口推進委員と現地調査を行いました。ここは基盤整備地の端に位置し住宅地に隣接しています。土地改良区及び周辺農家の方々に同意はとれています。現在は荒地となっており、このまま放置されることを考えると、住宅地の一角となるのも致し方ないものと思います。以上です。

議 長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

坂口委員 宮の坂口です。1番は、近隣の農家さんも農地としての利用意向がないとのことで、除外もやむを得ないものと思います。2番については土地改良区の理事会及び自治会との協議も行われており、こちらも除外は致し方ないと思います。ただ、基盤整備地に一般個人住宅が建つわけですから、地域農業に影響を及ぼさないように心掛けて見ていきたいと思ひます。

議 長 はい、それでは、次に、3番、中里地区。

1 1 番 11番、近藤です。11月22日に永田推進委員と地主立ち合いのもと現地を見てきました。地主は90歳にもなられ、今後営農を継続していくのが困難だということです。そこに共同住宅を建てるとということで、被害防除計画を守っていただければ問題ないと思ひます。以上です。

議 長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

永田委員 永田です。この件について特に問題はありません。よろしくお願ひします。

議 長 はい、それでは、次に、4番、吉井地区。

1 3 番 13番、水口です。11月24日に近藤推進委員と現地調査を行いました。申請地は道路に挟まれた場所で、一辺が田と接していますが、その田は申請者本人の農地です。用水、排水についても、特に影響はないものと判断しました。

近藤委員 近藤です。水口委員が説明したとおりで、問題ありません。

議 長 はい、それでは、次に、5番、6番、江迎地区。

1 7 番 17番、松永です。11月25日に小川推進委員と調査を行いました。5番は、住宅を建てたけれども進入路が狭いということで、新たに進入路を設置したいということです。特に周辺農地への影響もなく、仕方がないものと考えます。6番については、地主が健康上の理由で耕作できておらず、周辺の農家さんにも借り受けの意向がない農地となっています。そういった状況を考えると、農振除外がなされても致し方ないものと思いません。

小川委員 小川です。5番については、転用許可を受けて建築された住宅の進入路が狭く、新たに進入路を設ける必要があるということです。6番は、3年ほど前まで地主が耕作されていましたが、現在は耕作放棄地となっています。借り受けの見込みもない農地で、このまま荒廃するよりは、太陽光発電施設になった方が周辺の農地にとってもいいのではないかと考えます。よろしくお願いします。

議 長 それでは、以上の件につきまして、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは第171号議案の審議結果を農業委員会の意見として、農業畜産課に回答いたします。

次に、第172号議案 佐世保農業振興地域整備計画変更に伴う農用地区域への編入について、事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 第172号議案 佐世保農業振興地域整備計画変更に伴う農用地区域への編入について、ご説明いたします。

1番、針尾地区。申出者は記載のとおりです。申請地所在は、針尾北町の1筆。地目は、登記畑、現況樹園地。面積は3,061㎡で、対象作物はみかんです。土地の名義人は記載のとおりで、編入予定の農地区分は、農用地区域(樹園地)です。こちらは、虚空蔵山駐車場付近で、変更理由は、今後も農地としての利用を継続していくため、編入を希望するもの。変更内容は、農用地区域への編入です。

2番、針尾地区。申出者は記載のとおりです。申請地所在は、針尾東町の2筆。地目は、登記畑、現況樹園地。面積は、2筆合計1,980㎡で、対象作物はみかんです。

土地の名義人は記載のとおりで、編入予定の農地区分は、農用地区域（樹園地）です。こちらは、西海パールライン針尾インターチェンジ付近で、変更理由は、今後も農地としての利用を継続していくため、編入を希望するもの。変更内容は、農用地区域への編入です。

3番、宮地区。申出者は記載のとおりです。申請地所在は、城間町の6筆。地目は、登記畑・雑種地、現況樹園地。面積は、6筆合計1,834㎡で、対象作物はみかんです。土地の名義人は記載のとおりで、編入予定の農地区分は、農用地区域（樹園地）です。こちらは、下城間公民館付近で、変更理由は、今後も農地としての利用を継続していくため、編入を希望するもの。変更内容は、農用地区域への編入です。

4番、早岐地区。申出者は記載のとおりです。申請地所在は、崎岡町の1筆。地目は、登記山林、現況樹園地。面積は550㎡で、対象作物はみかんです。土地の名義人は記載のとおりでして、編入予定の農地区分は、農用地区域（樹園地）です。こちらは、崎岡町自治公民館付近で、変更理由は、今後も農地としての利用を継続していくため、編入を希望するもの。変更内容は、農用地区域への編入です。

以上4件は、農用地区域への編入の申出に関し、佐世保市長（担当課：農業畜産課）より農業委員会に意見照会がなされたものです。総会での審議結果を農業委員会の意見として農業畜産課に回答します。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 はい、それでは地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1番、2番、針尾地区。

1 番 1番の有馬です。11月25日に原推進委員と現地を確認しました。1番、2番ともに間違いなくみかんを栽培されております。今後、果樹関係の事業を活用するにあたって農用地への編入が必要だということで、特に問題はありません。以上です。

議 長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

原 委 員 2件とも真面目にみかんを作っておられる方の案件で、問題はございません。よろしくお願いいたします。

議 長 はい、それでは、次に、3番、宮地区。

3 番 3番、阿波です。11月23日に坂口推進委員と現地確認を行いました。こちらも針尾地区と同様に樹園地として利用されており、補助事業を活用するために農用地への編入を望まれているものです。今後もみかんを作っていくとのことで、問題はないものと思います。以上です。

議 長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

坂口委員 宮の坂口です。継続的にみかんを耕作されている農地ですので、問題はございません。

議 長 次に、4番、早岐地区について、私から申し上げます。

5 番 11月25日に久野推進委員、申出者と現地確認を行いました。こちらも前の3件と同様に、みかんを耕作している農地を農用地に編入し、補助事業の対象地にしたいということです。みかんを一生懸命作っていらっしゃる農家さんですので、何ら問題はないものと思います。

議 長 地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

久野委員 早岐の久野です。先ほど説明があったとおりで、問題はないものとして見てきました。

議 長 はい、以上の件について何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは第172号議案については、異議なしとして佐世保市長へ回答します。

次に、第173号議案 佐世保農業振興地域整備計画変更（農振法第10条第3項非該当案件）に伴う意見聴取について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 はい、第173号議案 佐世保農業振興地域整備計画変更（農振法第10条第3項非該当案件）に伴う意見聴取について、ご説明します。

こちらは昨年12月の第7回総会で審議しました全体見直しに関係する案件になります。農業振興地域の整備に関する法律第10条第3項で農用地に定めるものがあげられており、この基準に沿って編入や除外を行うものですが、今回は現に公共用地や鉄塔用地になっているものの、全体見直し時の調査漏れなどにより農用地区域から除外していなかったものについて、佐世保農業振興地域整備計画の変更を行うものとなっております。

筆数、面積についてですが、公共利用を理由として54筆、1.8haを除外する計画となっております。

農用地区域全体の推移としましては、前回の随時変更後が5,010.6haで、今回の変更後は5,008.8haとなります。

6ページは地区別の集計表、7ページからが筆の内訳となっております。

以上、農業振興地域の整備に関する法律第10条第3項非該当案件に係る農用地区域の除外に関し、佐世保市長（担当課：農業畜産課）より農業委員会に意見照会がなされ

たものです。総会での審議結果を農業委員会の意見として農業畜産課に回答します。ご審議よろしく願いいたします。

議 長 はい、この件について何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは第173号議案の審議結果を農業委員会の意見として、農業畜産課に回答いたします。

次に、第174号議案 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 はい、第174号議案 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について、ご説明します。

1番、三川内地区。当初計画者、変更申請者は記載のとおりです。申請地については、当初計画は塩浸町の1筆。計画変更後は塩浸町の3筆になります。当初の転用計画は資材置場・園芸用庭木。計画変更後の転用目的は住宅建築で施設は住宅1棟、木造平屋建となっております。変更の理由としましては、当初申請者が健康上の理由で事業ができなくなり、許可済地については手つかずのままの状態となっていたが、当初申請者の息子で今回の変更申請者が居宅を建築することとなり、両親の世話を見込んで実家の近くに用地を求めたため、許可済地の変更承認申請を行うに至ったものです。耕作者あり、農振内白地、第2種農地、10ha未満小集団農地、参考事項としまして、前田円常寺公民館より北西に約200mの位置で、変更後の被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高0.5m、切土最高0.5m、土留め工事をする。緩衝地・防護柵を設ける。日照通風、緑地・緩衝地を設ける幅1.0m程度、建物高を加減6.366m、隣接農地への通路を確保する。排水計画、雨水は自然流下から道路側溝、汚水・生活雑排水は合併浄化槽から道路側溝。土地利用計画平面図添付。建物平面図、立面図添付。融資予定証明書添付。都市計画法許可申請受付書添付となっておりますが、こちらは添付が済んでおります。都市計画法関係は分家住宅です。当初は平成10年4月24日許可となっております。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

議 長 はい、それでは地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1番、三川内地区。

4 番 4番の長谷川です。11月24日に中里推進委員と現地を見てきました。先ほど事務

局から説明があったとおりでございます。次の175号議案で、転用申請がなされている案件です。

議 長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

中里委員 今、長谷川委員がおっしゃったとおりです。よろしく申し上げます。

議 長 はい、この件について何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは第174号議案については許可相当として県に進達いたします。

次に、第175号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 はい、第175号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明します。

1番、宮地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、城間町の1筆。地目は、登記田、現況休耕地。面積は222㎡です。転用目的は一般個人住宅。権利は、所有権移転売買です。施設は、住宅1棟木造二階建、延床面積117.67㎡です。耕作者はなし。農地区分は、農振内白地で市役所宮支所より約270mの位置で第3種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは宮小学校より東に約50mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高1.16m。日照通風、建物高を加減7.43m程。排水計画、雨水は水路放流。汚水・生活雑排水は合併浄化槽から水路。土地利用計画平面図、建物平面図、立面図添付。融資見込証明書添付。都市計画法関係は連たん区域で、記載しておりませんが都市計画法許可申請受付書も添付が済んでおります。

2番、宮地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、長畑町の1筆。地目は、登記畑、現況休耕地です。面積は60㎡。転用目的は駐車場。権利は、所有権移転贈与です。施設は、露天駐車場2台です。耕作者はなし。農地区分は、農振内白地で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは、上長畑集落センターより南に約130mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高0.1m、日照通風、周辺農地とは段差があり被害の恐れはない。排水計画、雨水は自然流下。汚水・生活雑排水は生じない。土地利用計画

平面図添付。駐車場利用計画書添付。預貯金通帳の写添付。都市計画法関係は許可不要です。

3番、三川内地区。借受人、貸渡人は記載のとおりです。申請地所在は、塩浸町の3筆。地目は、登記田・畑、現況は不耕作・畑、面積は3筆合計536㎡。転用目的は住宅建築。権利は賃借権設定です。施設は住宅1棟、木造平屋建、延床面積122.97㎡です。耕作者あり、農地区分は、農振内白地で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは、前田円常寺公民館より北西に約200mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高0.5m、切土最高0.5m。日照通風、緑地・緩衝地を設ける、幅1.0m程度、建物高を加減6.366m、隣接農地への通路を確保する。排水計画、雨水は自然流下から道路側溝、汚水・生活雑排水は合併浄化槽から道路側溝。土地利用計画平面図添付。建物平面図、立面図添付。融資予定証明書添付。都市計画法許可申請受付書添付予定となっておりますが、こちらは添付が済んでおります。都市計画法関係は分家住宅です。

4番、三川内地区。借受人、貸渡人は記載のとおりです。申請地所在は、心野町の2筆。地目は、登記田・畑、現況休耕地。面積は2筆合計469㎡。転用目的は一般個人住宅建築。権利は、使用賃借権設定です。施設は、住宅1棟、木造瓦葺平屋建、延床面積122.18㎡です。耕作者はなし。農地区分は、農振内白地で、10ha未満小集団農地の第2種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは、心野町公民館より北西に約900mの位置にあります。被害防除計画の内容として、造成計画、整地のみ行う。日照通風、建物高を加減6.0m。排水計画、雨水は水路放流。汚水・生活雑排水は合併浄化槽から水路。土地利用計画平面図添付。建物平面図、立面図添付。融資予定証明書添付。都市計画法関係は農家住宅です。

5番、佐世保地区。借受人、貸渡人は記載のとおりです。申請地所在は、横尾町の1筆。地目は、登記田、現況保全です。面積は604㎡。転用目的は駐車場。権利は、賃借権設定です。施設は、露天駐車場20台です。併用地があり、計画全体面積は629㎡です。耕作者はなし。農地区分は、農振外で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは、横尾南公園より西に約80mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高2m、切土最高3m、法面保護をする。日照通風、造成が進入路部分に限定されるため被害の恐れなし。排水計画、雨水は自然流下。汚水・生活雑排水は生じない。土地利用計画平面図添付。駐車場利用計画書添付。預貯金通帳の写、融資予定証明書添付。都市計画法関係は許可不要です。

6番、中里地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、八の久保町の1筆。地目は、登記田、現況休耕地です。面積は827㎡。転用目的は駐車場。権利は、所有権移転売買です。施設は、露天駐車場18台です。耕作者はなし。農地区分は、農振内白地で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは、八の久保公民館より北西に約220mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高0.15m。日照通風、露天駐車場のため影響なし。排水計画、雨水は自然流下。汚水・生活雑排水は生じない。土地利用計画平面図

添付。駐車場利用計画書添付。預貯金通帳の写添付。都市計画法関係は許可不要です。

7番、吉井地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、吉井町直谷の1筆。地目は、登記畑、現況畑です。面積は394㎡。転用目的は駐車場。権利は、所有権移転売買です。施設は、露天駐車場4台です。耕作者はあり。農地区分は、農振内白地で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは、樋渡バス停より南に約300mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、整地のみを行う。日照通風、構造物は無いので影響なし。排水計画、雨水は自然流下。汚水・生活雑排水は生じない。土地利用計画平面図添付。駐車場利用計画書添付。資金調達（借入）証明書添付。都市計画法関係は都市計画区域外です。

8番、吉井地区。借受人、貸渡人は記載のとおりです。申請地所在は、吉井町大渡の1筆。地目は、登記田、現況休耕地です。面積は298㎡。転用目的は駐車場。権利は、使用貸借権設定です。施設は、露天駐車場10台です。耕作者はなし。農地区分は、農振内白地でMR吉井駅より約330mの位置で第3種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは、県北振興局吉庁舎より南に約200mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高0.5m。日照通風、建築は行わないため影響なし。排水計画、雨水は自然流下。汚水・生活雑排水は生じない。土地利用計画平面図添付。駐車場利用計画書添付。預貯金通帳の写添付。都市計画法関係は都市計画区域外です。

9番、吉井地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在、吉井町立石の1筆。地目は、登記田、現況休耕地。面積は340㎡です。転用目的は、専用住宅。権利は、所有権移転贈与です。施設は、住宅1棟木造平屋建、延床面積109.30㎡。耕作者なし。農地区分は、農振内白地で市役所吉井支所より約130mの位置の第3種農地に該当します。参考事項としまして、こちらは、吉井郵便局より西に約60mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、整地のみを行う。日照通風、建物高を加減6.85m。排水計画、雨水は水路放流。汚水・生活雑排水は合併浄化槽から道路側溝。土地利用計画平面図、建物平面図、立面図添付。融資予定証明書添付。都市計画法関係は都市計画区域外です。なお本件は、譲受人が夫婦2名の連名となっておりますが、県の方から譲受人を奥さん1名に変更したいという連絡がっております。議案の内容を修正いただきご審議をお願いいたします。

10番、世知原地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在、世知原町檜巻の1筆。地目は、登記田、現況荒地。面積は968㎡です。転用目的は、農家住宅建築。権利は、所有権移転売買です。施設は、住宅1棟木造平屋建、延床面積111.79㎡及び倉庫1棟。併用地があり、計画全体面積は1,081㎡です。耕作者なし。農地区分は、農振内白地で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは、上野原河川公園より東に約230mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土0.5m、切土最高2.0m、最低0.5m、擁壁を設ける・法面保護をする。日照通風、建物高を加減7.2m程度。排水計画、雨水は溜桝から水路放流。汚水・生活雑排水は合併浄化槽から河川。土地利用計画平面図、建物平面図、立面図添付。預貯金残高証明書、融資予定証明書添付。都市計画

法関係は都市計画区域外です。

以上10件ですが、9番の吉井地区の案件につきましては、大宅委員が申請代理人となっておられますので、大宅委員には一時退席していただいた上で、この案件を先行してご審議していただけたらと考えております。よろしくお願いいたします。

議 長 9番につきましては、大宅委員が申請を代行されていますので、先に審議します。大宅委員は一時退席願います。

～大宅委員退席～

議 長 はい、それでは地区担当委員の調査結果をお願いいたします。9番、吉井地区。

1 3 番 13番、水口です。11月24日に近藤推進委員と現地の調査を行ってまいりました。周辺も宅地となっておりまして、この農地だけ残っているような状況です。被害防除計画を守っていただければ、何ら問題はないものと判断しました。

議 長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

近藤委員 吉井の近藤です。先ほど水口委員の説明にあったとおりで、何ら問題はありません。

議 長 はい、以上の件について何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは9番の案件については許可相当として県に進達いたします。大宅委員につきましては入室し、着席してください。

～大宅委員着席～

議 長 それでは9番を除く案件につきまして、地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1番、2番、宮地区。

3 番 3番、阿波です。11月26日に坂口推進委員と現地の調査を行ってまいりました。1番は宮小学校の下のところで、近隣にはすでに25軒ほど住宅が建っておりますが、ここだけ遺跡の関係で申請が遅れておりました。その分の転用申請が今回なされまし

た。周辺は宅地化しておりますので、問題はないものと思われま。2番についてですが、新しい住宅を建てており、その家の駐車場として利用されます。周辺農地には影響ないものと考えます。以上です。

議 長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

坂口委員 宮の坂口です。先ほど阿波委員が説明したとおりで、1番、2番ともに何ら問題ありません。

議 長 はい、それでは、次に、3番、4番、三川内地区。

4 番 4番、長谷川です。11月24日に中里推進委員と現地の確認を行ってまいりました。3番の周辺は住宅地になっており、ここも住宅地及びその進入路として転用されます。周辺農地への影響は何もなく、許可相当だと判断しました。4番については、申請者が親子関係にあり、親の農業を手伝いたいということで、息子さんが親の住宅の近くに家を建てるというものです。周辺農地は申請者の所有地がほとんどで、特に影響はないものと思われま。よろしくお願ひします。

議 長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

中里委員 今、説明があったとおりで、3番、4番とも問題ないものと見てまいりました。

議 長 それでは、次に、5番、佐世保地区ですが、7番川口委員が欠席のため、推進委員の松永豊吉委員より報告をお願いします。

松永委員 推進委員の松永です。11月22日に川口委員と現地調査を行いました。駐車場になることについて問題がないことを川口委員とともに確認しております。よろしくお願ひします。

議 長 はい、それでは、次に、6番、中里地区。

1 1 番 11番、近藤です。11月22日に永田推進委員と現地の確認を行ってきました。申請地の下は道路となっており、特に問題はないものと考えます。

議 長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

永田委員 永田です。近藤委員のおっしゃったとおりです。よろしくお願ひします。

議 長 はい、それでは、次に、7番、8番、吉井地区。

1 3 番 1 3 番、水口です。1 1 月 2 4 日に近藤推進委員と現地確認を行いました。7 番について、申請地は長年遊休農地となっております。被害防除計画さえ守っていただければ何ら問題ないものと判断しました。8 番も長年耕作されていない農地を駐車場にするものです。用水路も別で確保されておりますので、汚水、排水についても問題ないことを確認しております。

議 長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

近藤委員 先ほどの説明のとおりで、2 件とも問題ないものと判断しました。以上です。

議 長 はい、それでは、次に、1 0 番、世知原地区。

1 4 番 1 4 番、田中です。1 1 月 2 5 日に岩佐推進委員と現地調査を行いました。この案件は農家の長男さんが地元に戻って来るための住宅を建てるものです。地形的に棚田となっておりますが、平屋建てにされるため日照には影響ないと思います。以上です。

議 長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

岩佐委員 世知原地区の岩佐です。田中委員のおっしゃったとおりです。よろしく申し上げます。

議 長 はい、以上の件について何か質問がある方はいらっしゃいますか。

1 9 番 1 9 番、大宅です。1 0 番についてですが、計画全体面積 1, 0 8 1 m²に対して、建築物の面積は 2 0 0 m²未満となっております。他の土地の利用計画がわかれば教えてください。

事 務 局 先ほど委員さんの説明にもありましたが、棚田となっているため進入路のスロープが設けられています。他には 4 台分の駐車場及びその転回場ですとか、庭を兼ねて農作物を干すスペースが確保されており、余分なスペースがあるとは言えず、適正な計画であると判断しています。

議 長 他に質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 ありがとうございます。それでは第175号議案については許可相当として県に進達いたします。

次に、第176号議案 農地改良届について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、第176号議案 農地改良届について、ご説明いたします。

1番、江上地区。届出人は記載のとおりです。土地の所在は、江上町の1筆。地目は、登記田、現況休耕地。農地面積は634㎡で、施工面積も同じです。農地改良を必要とする理由としては、湿田で耕作できないため、盛土してミカンを植え付ける。参考事項としまして、こちらは、大浦多目的集会所より南西に約800mの位置にあります。作付計画は、みかん。作付予定日は、平成31年3月31日。工事期間は、平成31年1月5日から平成31年3月20日。施工は自主施工で、土の採取場所は江上町の隣接山林となっています。土の種類は、山土。埋立ての高さは、平均2.0mとなっております。土の量は基礎部分1,300㎥、表土部分52㎥で、添付書類等は記載のとおりです。こちらは、農振内白地です。

2番、日宇地区。届出人は記載のとおりです。土地の所在は、日宇町の1筆。地目は、登記田、現況畑。農地面積は165㎡で、施工面積も同じです。農地改良を必要とする理由としては、大雨時に隣接ため池から水が流入するため、嵩上げを行い排水を改善する。参考事項としまして、こちらは、日宇小学校より北東に約200mの位置にあります。作付計画は、菊。作付予定日は、平成31年4月1日。工事期間は、受理日から1ヶ月間。施工業者は記載のとおりで、土の採取場所は日宇町となっています。土の種類は、山土。埋立ての高さは、平均0.95mとなっております。土の量は基礎部分15.5㎥、表土部分125㎥で、添付書類等は記載のとおりです。こちらは、農振内白地です。

3番、中里地区。届出人は記載のとおりです。土地の所在は、八の久保町の1筆。地目は、登記田、現況休耕地。農地面積は198㎡で、施工面積は180㎡です。農地改良を必要とする理由としては、市道拡幅工事への用地提供により狭隘な田となり、作業性・排水性が悪化するため、嵩上げして畑地として利用する。参考事項としまして、こちらは、八の久保公民館より北東に約100mの位置にあります。作付計画は、ばれいしょ。作付予定日は、平成31年5月30日。工事期間は、平成30年12月1日から平成31年5月20日。施工業者は記載のとおりで、土の採取場所は八の久保町及び現地となっています。土の種類は、山土及び現地表土。埋立ての高さは、平均1.0mとなっております。土の量は基礎部分200㎥、表土部分60㎥で、添付書類等は記載のとおりです。こちらは、農振内農用地です。

以上3件です。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1番、江上地区ですが、2番川上委員が欠席のため、推進委員の北村委員より報告をお願いします。

北村委員 江上の北村です。川上委員が所用で欠席のため、私から報告いたします。11月21

日に、川上委員と現地調査を行いました。この農地は山の谷間でもあり、湿田となっているため、耕作ができない農地です。そのため近隣の山を削って届出地に入れ、みかんを植えるとのことでした。周辺には民家はなく、山及びみかん畑が点在している状況で、特に影響がないことを川上委員と確認しています。

議 長 はい、それでは、次に、2番、日宇地区。

6 番 6番、浦です。11月8日に磯本委員と現地を確認してきました。ため池の下の畑で水はけが悪いため、1m程嵩上げを行うことで排水を改善する計画です。改良後は花を栽培される予定で、何ら問題ないものと思います。

議 長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

磯本委員 日宇の磯本です。周辺は届出人の農地ですので、問題ありません。以上です。

議 長 はい、それでは、次に、3番、中里地区。

1 1 番 11番、近藤です。11月22日に永田推進委員と確認を行ってきました。現地は谷となっており、周辺より下がった位置にあります。現状では機械も入れられないので、嵩上げし畑として利用したいとのことです。特に問題ないものとして見してきました。

議 長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

永田委員 永田です。近藤委員のおっしゃったとおりです。以上です。

議 長 それでは、以上の件につきまして、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

議 長 はい、以上の件について何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは、第176号議案の農地改良届を受理することといたします。

次に、第177号議案 非農地証明願について、事務局より説明をお願いします。

事務局 第177号議案 非農地証明願について、ご説明いたします。

1番、針尾地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は、針尾北町の1筆。地目は、登記畑、現況通路。面積は60㎡です。願出の理由は、昭和20年頃から、隣接住宅への通路として利用されており、現在も、コンクリート舗装された市道からの接続道路の状態となっている。参考事項としまして、こちらは、浦頭公民館から南東側の方向、約120mの位置にあり、農振内白地で、事由の②-1に該当します。

2番、針尾地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は、針尾北町の4筆。地目は、登記畑、現況宅地。面積は4筆合計384.66㎡です。願出の理由は、昭和20年頃から、自宅敷地の農業用倉庫用地及び通路として利用されており、現在も、宅地の状態となっている。参考事項としまして、こちらは、浦頭公民館から南東側の方向、約140mの位置にあり、農振内白地で、事由の②-1に該当します。

3番、日宇地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は、日宇町の1筆。地目は、登記畑、現況雑種地。面積は39㎡です。願出の理由は、昭和26年以前から、住宅への進入路として利用されていたが、現在、当該住宅は消失しており、利用されていない道路の形態となっている。参考事項としまして、こちらは、日宇小学校から北東側の方向、約160mの位置にあり、農振内白地で、事由の②-1に該当します。

4番、中里地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は、中里町の1筆。地目は、登記畑、現況宅地。面積は112㎡です。願出の理由は、昭和1年月日不詳に土蔵を建て、平成30年5月頃解体し、現在は宅地の一部として利用している。参考事項としまして、こちらは、中里小学校から北西側の方向、約100mの位置にあり、市街化区域で、事由の②-1に該当します。

以上、4件です。ご審議よろしく願いいたします。

議長 それでは、地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1番、2番、針尾地区。

1番 1番、有馬です。11月25日に原推進委員、そして利用者と立ち会って現地を確認しました。1番は利用者の自宅の近隣の土地で、昭和20年頃から現在まで通路として利用されているとのこと。2番についても昭和20年頃から農業用倉庫が建っているとのこと、ともに問題はないと考えます。

議長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

原委員 原です。有馬委員の説明のとおりで、問題はないと思います。以上です。

議長 はい、それでは、次に、3番、日宇地区。

6番 6番、浦です。11月25日に磯本委員と一緒に確認をしてきました。昭和26年以前から道路として利用され、現在は利用されていないため廃れてきていますが、農地性もなく非農地証明が可能であると思います。以上です。

議 長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

磯本委員 日宇の磯本です。浦委員がおっしゃったとおり問題はありません。

議 長 はい、それでは、次に、4番、中里地区。

1 1 番 1 1 番、近藤です。1 1 月 2 2 日に永田委員とともに現地を見てきました。土蔵は解体されきれいに宅地の一部として整地されており、特に問題ないものと判断しました。

議 長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

永田委員 近藤委員がおっしゃったとおりで問題ないと思います。以上です。

議 長 それでは、以上の4件につきまして、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは、第177号議案について、非農地証明書を交付することといたします。
次に、第178号議案 非農地通知の取消について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 はい、第178号議案非農地通知の取消について、ご説明いたします。
上段に記載のとおり各農業委員会総会開催日において「非農地」と判断した土地について、申出等により現地再調査を行った結果、土地位置等の確認に誤りがあったことが判明し、「農地」に該当すると判断したため、非農地通知を取り消すものです。土地の所在、地目、面積等は記載のとおりです。現地再調査日は、平成30年11月12日で、現況は耕作中でした。
取消にあたりましては、改めて、非農地通知の取消の通知を土地の所有者または、申出者に送ることになります。
以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 ありがとうございます。質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは、第178号議案について、非農地通知を取り消すことといたします。

次に、第179号議案 非農地通知について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 それでは、第179号議案非農地通知について説明いたします。

今回の非農地通知案件は、合計で150筆、面積100,191㎡となっています。

これまでの利用状況調査の結果、B判定、山林または原野としていたものです。

本総会で承認していただいた分については、所有者に対し非農地通知書を発出し、併せて関係機関に非農地リストを提出いたします。

以上です。ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは、第179号議案について、非農地通知を発出することといたします。

次に、第180号議案 土地改良法第3条資格者の証明について、事務局より説明をお願いします。

事務局 第180号議案 土地改良法第3条資格者の証明について、ご説明いたします。

今回、佐世保2期地区として県営農村地域防災減災事業による3か所のため池整備が予定されており、25ページから27ページの名簿に記載されている方々が土地改良法第3条の資格を有しているか否かについて、市の農林整備課より照会がっております。

この後、農業委員さんから調査された内容につきましてご報告していただき、この中で資格を有している方について証明をすることとなります。

以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 はい、それでは地区担当委員の調査結果をお願いいたします。江上地区。

北村委員 江上の推進委員の北村です。川上委員と聞き取り調査等を行いました。27ページ記

載の鳥越ため池名簿のうち、3番、5番、7番、10番、11番、12番、13番、19番、20番、25番、26番、27番の12名につきましては、耕作をされていないなど、欠格者であることを確認しています。

議 長 はい、それでは、次に、大野地区。

9 番 9番、井手です。牟田委員及び地域の精通者とともに確認を行いました。26ページ記載の二反田ため池名簿のうち、4番、7番、8番、10番、11番につきましては、3条資格者として証明することはできないと考えます。それ以外の方は3条資格者であることを確認しています。以上です。

議 長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

牟田委員 大野の牟田です。井手委員報告のとおりで、問題ありません。

議 長 はい、それでは、次に、吉井地区。

1 3 番 13番、水口です。道清田ため池について報告いたします。25ページ記載の道清田ため池の名簿13名のうち、12番につきましては、耕作をされておらず、3条資格者ではないことを確認しております。それ以外の方については、3条資格を有しているものと考えます。以上です。

議 長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

近藤委員 吉井の近藤です。12番の方は農地を持っていらっしゃいますが、全て人に貸しており、本人は耕作していません。

議 長 はい、この件につきまして、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

9 番 9番、井手です。3条資格者の証明結果が受益者の負担額等に影響を与えることはあるのでしょうか。

事務局 これはあくまでも手続きを進めていくうえで必要なため、3条資格者の確認をさせていただいているものです。この証明を行った方のうち3分の2以上の同意が必要であると法律で定められているようです。受益者負担については地域毎にどのように納めるか決めることなので、今回の証明とは切り離して考えてください。

議 長 ほかにありませんか。

委 員 (なし)

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは、第180号議案について、各担当地区委員より証明がありましたとおり、道清田ため池の名簿のうち12番、二反田ため池の名簿のうち、4番、7番、8番、10番、11番、鳥越ため池の名簿のうち、3番、5番、7番、10番、11番、12番、13番、19番、20番、25番、26番、27番を除いて、3条資格者として証明いたします。

次に、第181号議案 農用地利用集積計画(案)について、事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 第181号議案 農用地利用集積計画(案)について、ご説明いたします。

利用権の設定は、三川内地区1件、柚木地区8件の計9件です。また、所有権の移転は、針尾地区1件、宮地区1件の計2件で、全体で11件の集積です。氏名並びに権利の内容等につきましては、記載のとおりです。

ご審議よろしくお願いいいたします。

議 長 ありがとうございます。質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは、第181号議案は全て承認されましたので、(案)を削除願います。

次に、第182号議案 農用地利用集積計画【農地中間管理事業】(案)について、事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 第182号議案 農用地利用集積計画【農地中間管理事業】(案)について、ご説明いたします。

農地中間管理事業に係る利用権設定につきまして、三川内地区4件、吉井地区3件で、合計7件の申し出がありました。氏名並びに権利の内容等は、記載のとおりです。

ご審議よろしくお願いいいたします。

議 長 ありがとうございます。質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは、第182号議案は全て承認されましたので、(案)を削除願います。

次に、第183号議案 農用地利用配分計画(案)について、事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 第183号議案 農用地利用配分計画(案)について、ご説明いたします。

農地中間管理事業に係る農用地利用配分につきまして、三川内地区3件、吉井地区2件で、合計5件計画されています。こちらは、佐世保市長より、農業委員会に対して、利用配分計画を受ける者が妥当であるかの意見照会がなされたもので、第182号議案で審議された農用地利用集積計画の公告が完了した後に、総会での審議結果を農業委員会の意見として農業畜産課へ回答いたします。

ご審議よろしくお願いたします。

議 長 ありがとうございます。質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは、第183号議案は全て承認されましたので、(案)を削除願います。

次に、第184号議案 平成30年度遊休農地所有者への利用意向調査の実施について(案)について、事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 第184号議案 平成30年度遊休農地所有者への利用意向調査の実施について(案)についてご説明いたします。

1、調査方針、農地の遊休化は、限られた資源である農地の活用、近隣の農地利用への影響等の点から好ましくなく、今後の農業振興を図るうえからも、その解消を図ることが重要である。そこで、農業委員会では、遊休農地の農業上の利用の増進を図るため、

農地法第32条による利用意向調査を実施する。

2、調査対象、農地パトロール（農地法第30条第1項に基づく利用状況調査）により農地の利用状況等についての調査を行い、遊休農地及び耕作者が不在又は不在となるおそれのある農地があるときは、その農地の所有者等（所有者又は所有権以外の使用収益者、共有農地の過半の持分を有する所有者等がわかる場合はその所有者等すべての者）に対し調査を行う。遊休農地については、※印にて詳細説明を記載しております。

3、調査方法、調査書及び返信用封筒の郵送による。

4、調査内容、農地の利用意向について、以下を確認する。1農地中間管理事業を利用する（※農業振興地域内の農地についてのみ選択可）2農地利用集積円滑化団体が行う農地所有者代理事業を利用する（※市街化区域以外のみ選択可。また、農地の所有者のみ選択可）3自ら所有権移転又は賃借権その他の使用収益を目的とする権利の設定若しくは移転を行う。4自ら耕作する。5その他。

5、調査時期、平成30年11月27日から平成31年1月31日です。

なお、今回の意向調査対象農地は、合計160筆、面積122,774.86㎡となっております。所有者の居住地をもとに地区ごとに送付リストを配付しております。リストをご確認のうえ、不明な点等ございましたら事務局までお問い合わせください。委員のみなさまの具体的な活動については、本日配付しております「意向調査における農業委員、推進委員の活動方法について」をご覧ください。今年の8月まで行っていた農地利用状況調査の結果において、新たに遊休農地（A判定緑色）となった農地の所有者等に今後の意向を確認するものです。調査書及び返信用封筒を対象者に郵送しますので、問い合わせ等があれば、調査の趣旨等を説明のうえ、調査書を返信用封筒に入れて回答するよう促してください。

今日ご承認いただけましたら、明日にでも対象者あてに発送いたします。想定される問い合わせの内容等を記載しておりますので、ご覧ください。この意向調査にかかる活動については、記入例を参考に、必ず「農地利用最適化推進業務活動報告書」に記録してください。

参考のため、対象者へ送付する鑑文、意向調査について（お願い）、回答していただく調査書及び記入例をお配りしております。農業振興地域内の遊休農地においては、6か月経過しても未回答の場合や回答どおりの利用が図られていない場合について、農地中間管理機構との協議の勧告がなされ、対象農地の課税が強化されることとなりますので、問い合わせ等ありましたら、十分ご説明いただくようお願いいたします。以上で説明を終わります。

議長 はい、この件につきまして、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

山口委員 鹿町の推進委員の山口です。意向調査の送付先の方から、調査対象の農地の場所がわからないといったお問い合わせがあれば、どのように対応したらよいでしょうか。

事務局 案内文書にも記載しておりますが、事務局に地図を備え置いておりますので、事務局

までお越しいただくようご案内してください。

議 長 他に質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは、第184号議案については承認されましたので、(案)を削除願います。

次に、第185号議案 平成30年度農地等利用最適化推進施策等に関する意見書(案)について、事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 第185号議案 平成30年度農地等利用最適化推進施策等に関する意見書(案)について、ご説明いたします。

これまで皆さまから出た意見を農政対策委員会で取りまとめて、意見書の案を作成し、今回の議案として提案させていただいております。40、41ページが鑑文となります。次に42、43ページが市に対する意見書となります。掻い摘んでご説明いたします。

1、有害鳥獣被害対策について、引き続き積極的な取り組みをお願いし、特に次の2つについて対策をお願いしたいと思います。

①被害防止機材の効果向上対策について、電気柵とワイヤーメッシュ柵の補助事業を同じ場所で同時に使えないということで、追加して助成が受けられるようお願いするとともに、管理・運用の指導をお願いすることにしています。②ジビエとしての活用の推進についてですが、食用としての活用が広がれば農村の活性化にも効果が期待されますので、捕獲から加工、消費までの手段を総合的に構築してくださいというものです。

2、担い手の育成支援対策について、こちらも2点ほど提案させていただいております。

①新規就農者(担い手)への支援ということで、新規就農者が増加する施策の推進をお願いするとともに、②農業用機械等の更新時の支援策について、導入時に補助事業を活用すると、なかなか更新時に補助事業を受けられないといったことがありますので、農業用機械等の更新時の支援策について考慮していただくように要望をいたします。

3、農道、水路整備の充実についてですが、雨等が降ったときに雨水の排水が営農上の支障とならないように、整備をしてくださいといった内容です。

4、国土調査(地籍調査)の早期実施については、農村地域においてはまだまだ十分な調査が行われておりませんので、担い手への農地集積を進めるためにも農村地域の調査を実施してくださいといったものです。ここまでが、市に対する意見となります。

次に44、45ページは、国、県に対する意見を記載しております。

1、後継者、担い手対策（国・県）について、①新規就農者（担い手）への支援、②農業用機械等の更新時の支援策について、③農産物価格の安定について、④事業推進に伴う事務負担の軽減について、を挙げております。④は中山間地域等直接支払交付金事業等の事務手続きを担う方が高齢化等によりいなくなっている状況にあり、なかなか事業が継続していかないといった事案も出てきております。よってこれらの事務の簡素化と継続的な支援をお願いするものです。

2、農地中間管理事業の推進については、①農地中間管理機構を利用した農地の条件整備（県）、②手続きの簡素化と期間短縮（国・県）、③借受者に対する支援措置の創設について（国・県）意見いたします。

3、機構集積支援事業の拡充（国）は、農地利用最適化の推進業務を行っている関係上、補助金額の拡充のお願いを行います。

4、利用状況調査の見直し（調査機関の弾力化）（国）について、7～8月を中心に調査を行っていますが、夏場の暑い時期であるため、健康上及び動物による被害を考慮すると、気温が下がった時期がいいのではないかとということで、期間を弾力的に実施できるように調査時期の見直しを要望します。

5、国土調査（地籍調査）の早期実施（国・県）については、市の方にも要望を上げておりましたが、国・県においても予算措置や農業施策側からの取り組みについて対応いただくようお願いするものです。

市に対しては、会長から市長に直接要望書を提出するよう、日程調整を行っておりますので、決まりましたら農政対策委員の方々は出席方お願いいたします。国・県に対する要望については、県農業会議が県内の意見を取りまとめたうえで、意見書を提出することとなりますので、申し添えます。

以上です。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは、第185号議案については承認されましたので、(案)を削除願います。

続きまして、報告事項に移ります。報告1 農地法第3条の3の規定による届出の報告について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 報告1 農地法第3条の3の規定による届出の報告についてご説明いたします。
三川内地区1件、早岐地区1件について、相続による農地の権利取得にかかる届出を

受理しています。以上、報告いたします。

議 長 報告2 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 報告2 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について、ご説明いたします。

平成30年10月26日付、平成30年11月6日付局長専決事項として、早岐地区1件、佐世保地区1件、皆瀬地区1件の計3件受理しております。以上、ご報告いたします。

議 長 報告3 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 報告3 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について、ご説明いたします。

平成30年10月25日付、平成30年11月6日付局長専決事項として、早岐地区1件、柚木地区1件の計2件受理しております。以上、ご報告いたします。

議 長 報告4 農地転用許可不要案件の受理について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 報告4 農地転用許可不要案件の受理について、ご説明いたします。

農業用倉庫等の農地転用許可不要案件として、江上地区1件、三川内地区1件、世知原地区2件の計4件を受理しております。以上報告いたします。

議 長 報告5 簡易な農地改良届出書の受理について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 報告5 簡易な農地改良届出書の受理について、ご説明いたします。

盛土の高さ0.5m以内の農地改良を行うことを目的とした簡易な農地改良届出書について、相浦・九十九地区1件、江迎地区で1件の計2件を受理しております。以上報告いたします。

議 長 報告6 裁判所及び法務局への農地現況回答について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 報告6 裁判所及び法務局への農地現況回答について、ご説明します。

法務局における地目変更登記申請に伴い、日宇地区1件、相浦・九十九地区1件の計2件の現況照会があり、地区の委員及び事務局職員で現地調査を実施した結果、いずれも現況非農地として法務局に回答しております。以上報告いたします。

議 長 報告7 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 報告7 農用地利用集積・配分計画解約通知について、ご説明いたします。
農用地利用配分計画について、吉井地区1件、世知原地区1件で、合計2件の解約通知を受理しております。以上報告いたします。

議 長 ありがとうございます。以上で報告案件が終わりましたので、その他に移ります。事務局、お願いします。

事 務 局 【違反転用事案進捗状況報告について】

【宇久メガソーラー事業に係る農振・農転のスケジュールについて】

【12月のブロック会議の開催について】

【農業委員・推進委員の先進地視察研修について】

議 長 以上で本日の総会を終了したいと思います、副会長からご挨拶をお願いします。

副 会 長 本日は、長時間にわたり慎重にご審議をいただき、ありがとうございました。これを持ちまして、第18回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。